

## 補助金概要調書

補助金名	米子技術交流プラザ補助金			
所管部課	経済部商工課 (TEL 23-5217(直通))			
補助対象者	米子技術交流プラザ			
補助開始年度	昭和60年度			
交付目的	異業種の技術交流を支援することにより、新技術の開発と技術力の向上を促進し、企業経営の向上に寄与する。			
補助金額と過去の補助実績( )は一般財源額	H17年度実績	H18年度実績	H19年度実績	H20年度予算額
	210千円 ( 210)千円	210千円 ( 210)千円	190千円 ( 190)千円	150千円 ( 150)千円
補助事業の内容	米子技術交流プラザが実施する新製品、新技術の研修、研究、開発を目的とした事業に対する補助。			
補助事業に係る経費	補助事業の全体経費		150千円(平成20年度)	
	内補助対象経費		150千円	
	補助対象経費の内訳		事業費 150千円	
補助金額の算出方法	補助率、補助額の考え方		定額補助(事業費に対し、予算の範囲で補助)	
	限度額		(有) 270千円	
補助金の財源等	市単独	一般財源 特定財源 ( )		
	国県等 協調	直接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
		間接補助	国 / 県 / 市 / その他( ) /	
補助事業の効果及び効果の検証方法等	効果...異業種交流を具体的に推進する場として、研修会の開催や研究事業等を実施しており、地元企業の技術力の向上に寄与している。 検証方法...実績報告により検証する。			
終期の設定 (例外を適用する場合にはその理由等)	本補助制度を中止すれば、交流・研究活動が縮小し、地元企業の活性化に向けた取組みの停滞が予想されるため、当面は現状の制度を継続するが、毎年度、補助事業の実施内容を検証し、効果がみられない場合は補助制度の見直しを検討する。			
その他参考事項 (過去の見直しの経過等)	従来、補助金の一部が運営費の一部に充当されていたため、平成19年度から、これを補助対象外とし、米子技術交流プラザが実施する新製品、新技術の研修、研究、開発を目的とした事業費のみを補助対象とした。			